

憲法がわかる！ 改憲問題がわかる！

明文改憲『国防軍』と

解釈改憲『集団的自衛権』を考える

政権与党である自民党の新改憲案には「国防軍」の保持が明記されています。「国防軍」は、自衛隊と何が違うのか、「国防軍」創設により、日本はどうなってしまうのか。明文改憲である「国防軍」をテーマに先日開催された日弁連人権擁護大会のエッセンスを市民の皆様と共有したいと考えております。

9



一方、安倍内閣は、集団的自衛権行使容認を謳っています。内閣法制局も従来は、「憲法9条があるから集団的自衛権は行使できない」と言ってきたのですが、それを「憲法9条があっても集団的自衛権は行使できる」と「明文改憲」の前に、憲法解釈を変える動きに出ています。

今回の憲法連続市民講座では、上記2つの改憲問題について、皆様と一緒に考えてみたいと思います。

多くの市民の皆様のご参加をお待ちしております。

日時 2013年11月19日（火）午後6時～

場所 仙台弁護士会館4階（仙台市青葉区一番町2-9-18）

参加費 入場無料・申込不要

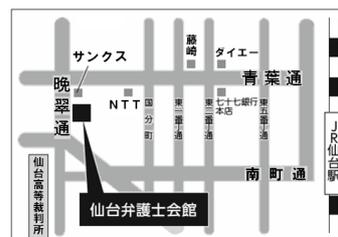
内容 1 第56回日弁連・人権擁護大会シンポジウム及び決議の報告

佐々木健次 弁護士

2 集団的自衛権と「解釈改憲」、何が問題か

中野竜河 弁護士

お問合せ先 仙台弁護士会・TEL022-223-1001



日本国憲法の基本的精神・理念と先人たちの努力を「感じる」ことができれば、憲法改正問題の全体像がはっきりと見えてくる。そんな思いから、仙台弁護士会では、市民の皆様にも日本国憲法の精神・理念を「感じてもらえる」連続講座を開催しております。